

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 8 年 8 月 21 日受付分)

N P O 法人結 T' s works

縦覧期間

令和 8 年 8 月 21 日 (金) から
令和 8 年 9 月 4 日 (金) まで

NPO 法人 結 T's works 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 結 T's works という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県内の子どもたち、児童福祉施設等で暮らす子どもたち、および地域住民に対して、キッチンカーを活用した移動式子ども食堂の運営、食育や体験型イベントの実施、および自立援助ホームの運営に関する事業を行い、子どもたちの安心できる居場所づくりと社会的な自立を支援するとともに、地産地消の促進を通じた地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の食材を活用したキッチンカーによる移動式子ども食堂の運営事業
- (2) 児童福祉施設等における子ども食堂の開催および食育・体験型イベント事業
- (3) 子どもたちの社会的な自立を支援するための自立援助ホームの運営事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数2分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押

印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	武田	友孝
副理事長	磐城	恒作
理事	中村	果奈
監事	松田	昌大
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

役員名簿

NPO 法人 結 T's works

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たけだ ともたか		有
	武田 友孝		
副理事長	いわき こうさく		無
	磐城 恒作		
理事	なかむら かな		無
	中村 果奈		
監事	まつだ まさひろ		無
	松田 昌大		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年の長引く物価高騰は地域の食卓を直撃しており、家庭の経済的窮状やそれに伴う子どもの「孤食」、栄養バランスの偏りといった課題が深刻化しています。厚生労働省の調査による子どもの相対的貧困率11.5%（約9人に1人）という数字は、ここ兵庫県においても決して他人事ではなく、潜在的な困窮世帯やひとり親世帯へのアプローチは急務となっています。同時に、中山間地域や過疎地における高齢化率は40%を超え、シニア層の買い物環境の悪化や社会的孤立もまた、地域社会が解決すべき地続きの課題です。多様化する現代の地域課題に対し、子どもからシニアまでが安心して集い、人と人が温かくつながる「家庭でも学校でもない第3の居場所」の確保、そして将来を担う子どもたちの健やかな成長と自立を支える包括的なセーフティネットの構築が強く求められています。

このような背景から、私たちは児童福祉と教育の専門知識を活かし、兵庫県産の豊かな食材を100%近く活用したハンバーガーの移動販売（キッチンカー事業）を基盤とする、新しい形の「移動式子ども食堂」の立ち上げを決意いたしました。本活動では、キッチンカーならではの「機動力」を活かし、店舗側から直接、困窮世帯の多い団地や住宅街、あるいは福祉施設や過疎地域へと赴きます。提供する商品は、家庭で最後のひと手間を加えて完成させる体験型の「Switch Burger（スイッチバーガー）」や、シニア層も親しみやすい健康配慮メニュー（豆腐・つくねバーガー）など、ハンバーガーの持つ多様なメニュー展開力を最大限に発揮したものです。この「食」を通じたアプローチにより、多忙な親子間や祖父母を含めた三世代の交流（食育）を自然に創出します。さらに、過疎地では地元の新鮮な旬野菜の直売も併売し、買い物難民の支援とフードロス削減、そして年間1万食の消費を目標とした地産地消の経済循環をダイレクトに生み出してまいります。

また、私たちは日本の伝統アートである「浮世絵」を車両デザインに採用し、SNS を通じた「月間30万回再生」を誇るデジタルマーケティングを展開することで、兵庫の素晴らしい食カルチャーと福祉活動の認知を広げ、地域内外からの誘客とシビックプライドの醸成に寄与します。これらの活動を通じて、現場のリアルなニーズを深く汲み取り、地域との強固な繋がりを基盤として、ゆくゆくは10代後半の子どもたちが社会へ羽ばたくための「自立援助ホーム」を設立し、包括的かつ切れ目のない自立支援へと活動を発展させていく計画です。

今回、法人として申請するに至ったのは、この子ども食堂から自立援助ホームの設立に至る長期的なビジョンを地域に定着させ、単なるボランティアや助成金依存に頼らない、自主財源を持った持続可能な運営体制を確立するためです。また、児童福祉施設や行政、地元生産者、そして地域住民の皆様とより深い信頼関係を築き、強固な連携・協力を仰ぐにあたり、社会的信用を備えた公的な組織にしていくことが不可欠であると考えたからです。さらに、当団体の活動が営利の追求を目的とせず、誰もが参画・応援できる開かれた公の活動として持続していくためにも、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると判断いたしました。法人化することによって、組織の基盤を強固に確立し、将来的に兵庫県における児童福祉・地域福祉の向上と、子どもたちの自立を切れ目なく支える持続可能なセーフティネットを構築することが可能となります。すべての子どもが環境に左右されることなく、笑顔で自立への一步を踏み出せる豊かな地域社会の実現に向け、広く社会に貢

献できるものと考えます。

2 申請に至るまでの経過

- 25年8月 有志メンバー間にて、子ども食堂の開催の企画立ち上げ
- 25年9月 子ども食堂の開催、自立援助ホーム設立の構想イメージ作成
- 26年2月 有志メンバー間にて、法人化の意思確認
- 26年5月 設立総会開催

2026年 6月 1日

NPO 法人 結 T's works

設立代表者 氏名 武田 友孝

26年度事業計画書

NPO 法人 結 T' s works

1. 基本方針

本年度は法人設立の初年度として、まずは事業の基盤となるキッチンカーの導入と、地域における認知度の向上、および関係機関とのネットワーク構築に注力します。

特に、本年度においては、定款第5条第1号に掲げる「地域の食材を活用したキッチンカーによる移動式子ども食堂的の運営事業」および第2号に掲げる「児童福祉施設等における子ども食堂の開催および食育・体験型イベント事業」を重点事業とします。

本格始動に先立ち、7月からは神戸市のシェアキッチンを活用して不定期（月3～4回）での調理・販売を開始し、事業の宣伝、オペレーションの確立、および商品の改善を図ります。この経験を活かして11月より加古川市内を中心にキッチンカー活動を本格展開し、現場のリアルなニーズを把握しながら、将来的な自立援助ホームの設立（第3号事業）に向けた信頼関係と基盤づくりを進めます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 地域の 食材を活用 したキッ チンカーによ る移動式子 ども食堂の 運営事業	神戸市のシェアキッチンを活用した不定期の調理・テスト販売（事業の宣伝、オペレーション習熟、商品改善のため）	2026 年 7 月～27 年 3 月末 （週 1 回～2 回、計 27～30 回）	神戸市内の シェアキッ チン	兵庫県内 地域住民 各回 15 名 程度	810
	キッチンカーの車両・設備調達、営業許可等の取得、およびクラウドファンディングの実施	2026 年 6 月～11 月			500
	兵庫県産食材を使用したキッチンカーでのハンバーガーの調理・販売	2026 年 12 月～2027 年 3 月末 （計 20～25 回）	兵庫県下 出店可能場 所	出店場所の 地域住民	1200
	地域の子どもを対象とした移動式子ども食堂の定期開催	2026 年 12 月～2027 年 3 月 （計 2～3 回）	加古川市内 および近隣 地域のオー プンスペー ス、公的広 場など	出店場所の 地域住民お よび子ども 各回 30 名	0

(2) 児童福祉施設等における子ども食堂の開催および食育・体験型イベント事業	児童福祉施設等への訪問による移動式子ども食堂の出張開催	2026 年 12 月 ～ 2027 年 3 月 (計 1～2 回)	兵庫県内の児童福祉施設等	児童福祉施設等で暮らす子どもおよび職員	0
(3) 子どもたちの社会的な自立を支援するための自立援助ホームの運営事業	将来的なホーム設立に向けた先進地視察および情報収集	通年	兵庫県内および周辺地域	当法人スタッフ、関係機関関係者	0
	行政、児童相談所、福祉関係団体との意見交換およびネットワークの構築(※初年度は開設準備・調査研究活動を中心に行う)	通年	兵庫県内および周辺地域	当法人スタッフ、関係機関関係者	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6 月
- ②理事会 年 2 回

(2) 事務局体制

事務局長：武田 友孝、事務局スタッフ：磐城 恒作

27 年度事業計画書

NPO 法人 結 T' s works

1. 基本方針

本年度は法人設立 2 年目として、前年度に導入したキッチンカーの機動力を最大限に活かし、兵庫県内における「移動式子ども食堂」および「児童福祉施設等への出張開催」を本格的かつ安定的に拡大・巡回させる基盤構築の年とします。

特に、定款第 5 条第 1 号「地域の食材を活用したキッチンカーによる移動式子ども食堂の運営事業」においては、兵庫県産の豊かな食材を 100%近く活用したハンバーガー（Switch Burger 等）の提供を通じて、年間 1 万食の消費目標に向けた地産地消の経済循環をダイレクトに創出します。また、SNS を活用したデジタルマーケティング（月間 30 万回再生目標）を本格展開し、過疎地域での旬野菜直売の併売や、シニア層も含めた三世代交流・買い物難民支援・フードロス削減を同時に推進します。

さらに、第 2 号事業である児童福祉施設等への訪問イベントを定例化して現場のリアルなニーズと信頼関係を深めつつ、第 3 号事業である「自立援助ホームの運営事業」の実現に向けて、行政や児童相談所等の関係機関との連携を強固にし、具体的な開設物件の選定や申請準備等の具体的実務に着手します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 地域の食材を活用したキッチンカーによる移動式子ども食堂の運営事業	神戸市のシェアキッチンを活用した不定期の調理・テスト販売（事業の宣伝、オペレーション習熟、商品改善のため）	通年 (週 1～2 回、年間計 45～60 回)	神戸市内のシェアキッチン	兵庫県内地域住民 各回 15 名程度	1,080
	兵庫県産食材を 100%近く使用したハンバーガー（「Switch Burger」や健康配慮メニュー等）の調理・移動販売事業（一般販売・自主財源の確保）	通年 (週 1～2 回、年間計 60～80 回)	兵庫県下（加古川市中心、出店可能場所、過疎地域等）	出店場所の地域住民、シニア層、一般顧客	5,400
	SNS（動画メディア等）を活用したデジタルマーケティング展開（認知度向上、福祉活動の発信、誘客促進）	通年	オンライン	地域内外の住民、支援者	0

	過疎地域や団地等における、地域の子ども・困窮世帯・シニア層を対象とした「移動式子ども食堂」の定期開催（食育・世代間交流の創出）および地元旬野菜の直売（買い物支援・フードロス削減）	通年 （月 1～2回、年間計 15～20 回）	加古川市内および兵庫県内の過疎地域、団地、公的広場等	地域の困窮世帯、ひとり親家庭の子ども、シニア層等 各回 50 名程度（年間延べ 1,000 名）	300
	地域の子どもを対象とした移動式子ども食堂の定期開催	通年 （計 6～8 回）	加古川市内および近隣地域のオープンスペース、公的広場など	出店場所の地域住民および子ども各回 30 名	0
(2) 児童福祉施設等における子ども食堂の開催および食育・体験型イベント事業	児童福祉施設等への訪問による移動式子ども食堂の出張開催	通年 （計 6～8 回）	兵庫県内の児童福祉施設等	児童福祉施設等で暮らす子どもおよび職員	0
(3) 子どもたちの社会的な自立を支援するための自立援助ホームの運営事業	将来的なホーム設立に向けた先進地視察および情報収集	通年	兵庫県内および周辺地域	当法人スタッフ、関係機関関係者	0
	行政、児童相談所、福祉関係団体との意見交換およびネットワークの構築	通年	兵庫県内および周辺地域	当法人スタッフ、関係機関関係者	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6月
- ②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：武田 友孝、事務局スタッフ：磐城 恒作

26年度活動予算書
(設立の日から2027年3月31日まで)

(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
	1. 受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
	受取会費	0	
	受取会費計		0
	2. 受取寄付金		
	受取寄付金	0	
		0	
		0	
	受取寄付金計		0
	3. 受取助成金等		
	受取地方公共団体助成金	0	
	受取民間助成金	0	
		0	
	受取助成金計		0
	4. 事業収益		
	(1) シェアキッチン・キッチンカー事業	2,510,000	
	(2) 子ども食堂事業	0	
	(3) 自立援助ホーム事業	0	
	事業収益計		2,510,000
	5. その他収益		
	受取利息	0	
	雑収入	0	
		0	
	その他収益計		0
	経常収益計		2,510,000
II 経常費用			
	1. 事業費		
	(1) 人件費		
	給与手当	330,000	
	法定福利費	0	
	役員報酬	500,000	
	人件費計		830,000
	(2) その他経費		
	売上原価	550,000	
	消耗品費	100,000	
	印刷費	180,000	
	通信費	45,000	
	保険料	30,000	
	会場費	288,000	
	会議費	20,000	
	車両購入費（ローン）	200,000	
	その他経費計		1,413,000
	事業費計		2,243,000
	2. 管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給与手当	0	
	法定福利費	0	
		0	
	人件費計		0
	(2) その他経費		
	消耗品費	0	
	印刷費	0	
	通信費	0	
	旅費交通費	0	
	光熱水費	0	
	保険料	0	
	会議費	0	
	租税公課	0	
		0	
	その他経費計		0
	管理費計		0
	経常費用計		2,243,000
	当期正味財産増減額		267,000
	設立時正味財産額		0
	次期繰越正味財産額		267,000

27年度活動予算書
(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
	1. 受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
	・ ・ ・ ・ ・ 受取会費	0	
	受取会費計		0
	2. 受取寄付金		
	受取寄付金	0	
	・ ・ ・ ・ ・	0	
	・ ・ ・ ・ ・	0	
	受取寄付金計		0
	3. 受取助成金等		
	受取地方公共団体助成金	0	
	受取民間助成金	0	
	・ ・ ・ ・ ・	0	
	受取助成金計		0
	4. 事業収益		
II 経常費用	(1) シェアキッチン・キッチンカー事業	6,780,000	
	(2) 子ども食堂事業	0	
	(3) 自立援助ホーム事業	0	
	事業収益計		6,780,000
	5. その他収益		
	受取利息	0	
	雑収入	0	
	0		
	その他収益計		0
	経常収益計		6,780,000
	1. 事業費		
	(1) 人件費		
	給与手当	1,300,000	
	法定福利費	0	
	役員報酬	500,000	
	人件費計		1,800,000
	(2) その他経費		
	売上原価	2,600,000	
	消耗品費	300,000	
	印刷費	250,000	
	通信費	60,000	
	保険料	30,000	
	会場費	200,000	
	会議費	0	
	車両購入費（ローン）	600,000	
	その他経費計		4,040,000
	事業費計		5,840,000
	2. 管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給与手当	0	
	法定福利費	0	
	人件費計		0
	(2) その他経費		
	消耗品費	0	
	印刷費	0	
	通信費	0	
	旅費交通費	0	
	光熱水費	0	
	保険料	0	
	会議費	0	
	租税公課	0	
	その他経費計		0
	管理費計		0
	経常費用計		5,840,000
	当期正味財産増減額		940,000
	前期繰越正味財産額		267,000
	次期繰越正味財産額		1,207,000